

社団法人 静岡県商工会議所連合会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県商工会議所連合会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を静岡県静岡市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県地域内における商工会議所の行う事業の連絡調整等を通じて、同地域内の商工会議所の機能の高揚を図ると共に、産業経済の総合的な発展と社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内商工会議所の事業の連絡調整を行うこと。
- (2) 県内商工会議所の意見を総合してこれを公表し、及び関係官公庁に建議し、又は諮問に応じて答申すること。
- (3) 県内商工会議所の事業に関し、日本商工会議所、各地商工会議所、各種商工団体及び関係官公庁との連絡提携を行うこと。
- (4) 商工業に関する調査研究を行い、情報資料を収集しこれ等を刊行し、又は提供すること。
- (5) 小規模事業者のための経営改善普及事業その他商工業の経営及び技術の改善指導事業を推進すること。
- (6) 商工業に関する実務技能向上の事業を行うこと。
- (7) 講習会、研究会、講演会等の開催又はその斡旋を行うこと。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 2 章 会 員

(資 格)

第5条 本会の会員は、静岡県内における商工会議所とする。

(入 会)

第6条 会員となることを希望する商工会議所は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理由を付し書面で会長に届出なければならない。

2. 会員が解散したときは、退会したものとみなす。

(会費等の不返還)

第9条 退会した会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第10条 本会に役員として、理事6人以上10人以内、監事2人を置く。

2. 理事のうち、1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事とし、会長が必要と認めるときは、常務理事1人を置くことができる。

第11条 理事は、総会において会員である商工会議所の会頭のうちから選任する。

2. 会長及び副会長は、総会において理事のうちから選任する。
3. 第1項の規定にかかわらず、専務理事及び常務理事は、総会の同意を得て会長が選任する。
4. 監事は、総会において会員である商工会議所の専務理事のうちから選任する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
3. 理事は、理事会を構成して会務の執行を決定する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を掌理する。
5. 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の会務を処理する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3. 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、理事会の議決を得て報酬を支給する。

第4章 会 議

(種 別)

第16条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第17条 総会は、会員である商工会議所の会頭をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 監事は、理事会に出席し意見を述べるることができる。

(権 能)

第18条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第19条 通常総会は、原則として、毎年3月及び6月に開催する。

2. 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

3. 理事会は、会長が必要と認めるとき又は理事の4分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

(招 集)

第20条 会議は、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに会員に通知しなければならない。

(議 長)

第21条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2. 会長に事故があるとき又は欠員のときは副会長が議長となり、会長及び副会長共に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

(定足数)

第22条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。

2. 前項の代理人は、当該構成員の所属する商工会議所の役員又は他の構成員とする。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席者の数
 - (4) 議決すべき事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長のほか、出席者のうちからその会議において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 専務理事・事務局長会

(専務理事・事務局長会)

第26条 本会に、その目的遂行上必要な事項について審議し、又は調査研究して、業務の円滑な処理を図るため、専務理事・事務局長会を置く。

2. 専務理事・事務局長会は、会員である商工会議所及び本会の専務理事、常務理事、事務局長をもって組織する。
3. 専務理事・事務局長会議は、原則として毎月1回これを開催する。

第 6 章 名誉会長及び顧問

第27条 本会に、名誉会長及び顧問若干人を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、学識経験ある者のうちから総会の推薦によって会長が委嘱する。
3. 名誉会長及び顧問は、会長の相談及び諮問に応ずる。

第 7 章 事務局

第28条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

第29条 事務局に次の職員を置く。

事務局長 1 人

職員 若干人

2. 事務局長は、事務局を統轄する。
3. 事務局長は、専務理事又は常務理事が兼務することができる。
4. 職員は、会長が任免する。

第30条 前2条に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第 8 章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を得て定める。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その年度開始前に総会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第35条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後3箇月以内に総会の承認を得、かつ、通商産業大臣に提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、通商産業大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得、かつ、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、通商産業大臣の許可を得て、本会与類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第10章 雑 則

第38条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1. 本会の創立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず昭和52年度における最初の通常総会の終了の日までとする。
2. 本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和52年3月31日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この改正規定第10条(役員の種類及び選任)、第11条(役員の種類及び選任)、第12条(役員の職務)、第26条(専務理事・事務局長会)、第29条(事務局)は、昭和59年8月9日から実施する。

5. 第10条(役員の種別及び選任)の改正に伴い、新たに選任される役員任期は、第13条(役員の任期)の規定にかかわらず昭和60年6月24日までとする。

附 則

(実施の時期)

第2条(事務所の所在地)の改正規定は、平成2年5月18日から実施する。

附 則

(実施の時期)

1. 第10条(役員の種別及び選任)、及び第13条(役員の任期)の改正規定は、平成3年5月21日から実施する。

(定数の特例)

2. 役員の定数は、第10条(役員の種別及び選任)の規定にかかわらず、平成3年7月19日までは、なお従前による。

(役員任期の特例)

3. 平成3年4月16日現在において就任している役員任期は、第13条(役員任期)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年8月23日)

(実施の時期)

1. 第13条(役員任期)、第14条(役員解任)、第15条(役員報酬)、第17条3(構成)、第20条2(招集)、第30条(事務局)、第32条(資産の管理)、第35条(事業報告、決算及び財産目録)、第36条(定款の変更)、第37条2、3(解散及び残余財産の処分)、及び第38条(雑則)の改正規定は、通商産業大臣の認可のあった日から施行する。

(役員任期の特例)

2. 平成11年6月15日現在において就任している役員任期は、第13条(役員任期)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(定款変更報告)

(社) 静岡県商工会議所連合会・定款の変更
変更理由書

- 1 . 変更の趣旨 本件は中央省庁等改革関係法施行法に伴い許可先を通商産業大臣から、経済産業大臣に改正するものである。
(昭和26年8月16日通商産業省令第55号、最終改定平成12年通商産業省令第216号。なお本件は、総会の決議及び経済産業大臣の定款変更許可申請は不要であるが報告のみ行うもの。)
- 2 . 変更の内容 変更事項は、以下のとおりです。
- (1) 第35条 (事業報告、決算及び財産目録) にかかる規定は、次のとおりとする。
- ・ 第35条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後3箇月以内に総会の承認を得、かつ、経済産業大臣に提出しなければならない。
- (2) 第36条 (定款の変更) にかかる規定は、次のとおりとする。
- ・ 第36条 この定款は、総会において会員の4分の3以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の認可を得なければ変更することができない。
- (3) 第37条2 . (解散及び残余財産の処分) にかかる規定は、次のとおりとする。
- ・ 第37条2 . 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 3 . 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

新 条 文	旧 条 文
<p>1 . 第 3 5 条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を得、かつ、<u>経済産業大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>2 . 第 3 6 条 この定款は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、<u>経済産業大臣</u>の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>3 . 第 3 7 条 2 . 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、<u>経済産業大臣</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>3 . 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、<u>経済産業大臣</u>の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。</p>	<p>第 3 5 条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を得、かつ、<u>通商産業大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 3 6 条 この定款は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、<u>通商産業大臣</u>の認可を得なければ変更することができない。</p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第 3 7 条 2 . 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、<u>通商産業大臣</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>3 . 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、<u>通商産業大臣</u>の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。</p>